

特定非営利活動法人すばる定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人すばると称する。

(事務所)

第2条 本法人は、事務所を千葉市花見川区朝日ヶ丘5丁目28番52号に置く。

(目的)

第3条 本法人は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業として、障害を持つ人々の地域生活支援を目的とし、共同生活援助・共同生活介護を行う。
また、同様な支援活動をしている人々と連絡を取り合って運営や活動に関する情報の交換や助言・援助等を行い、もって障害者及び高齢者の地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- (2) 前号に掲げる活動を行っている他の団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - ② 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業
 - ③ 利用者の財産・金銭管理の受託事業
 - ④ 利用者の人権擁護の支援
 - ⑤ レスパイトサービス事業
 - ⑥ 他のグループホームや生活ホーム・高齢者・在宅障害者等の相談事業
 - ⑦ 会報の発行
 - ⑧ レクリエーションの実施
 - ⑨ 各種チャリティーイベントの実施事業
 - ⑩ 障害者及び高齢者に対する給食及び配食事業
 - ⑪ その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 本法人には次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会及び会費)

第7条 本法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、会費を払い込むことによって会員となることができる。

- 2 会費は毎年1回納入するものとする。
- 3 会費の額は総会における決議をもって変更することができる。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が次のいずれかに該当する時は、理事会の決議を経て、退会したものとみなすことができる。
 - (1) 本人が死亡し、または正会員である法人会員が解散したとき
 - (2) 会費を1年以上滞納したとき

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する時は、理事会の決議を経て、これを除名することができる。

- (1) 法令、本法人の定款または規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を毀損し、または本法人の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第10条 本法人は、既に納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上8名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事の内1名を理事長、1名以上2名以内を副理事長とする。

(選任等)

- 第12条 理事は理事会で選任し、総会に報告する。
- 2 理事長・副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
 - 3 監事は総会で選任する。
 - 4 監事は、理事または本法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第13条 理事長は本法人を代表し、その職務を総括する。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事会において予め定めた順序により、その職務を代行する。
 - 3 理事は理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
 - (2) 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務または財産に關し不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況または特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第11条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

- 第15条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の2分の1以上の決議により、当該役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(報酬等)

- 第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員の報酬については理事会で定めるものとする。
 - 3 役員には職務執行に要した費用を弁償することができる。

(顧問)

第17条 本法人には顧問を2人以内で置くことができる。

- 2 顧問は、本法人に功労のあった者の内から理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本法人の運営に関して理事長の諮詢に応え、または理事長に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第4章 会議

(会議の種別)

第18条 本法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 理事会は必要に応じ理事以外の者を出席させ意見を聞くことができる。
- 4 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の機能)

第20条 理事会は、この定款に定めるものその他、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の作成並びにその変更
 - (2) 会費の額
 - (3) 理事の選任・解任・報酬・職務
 - (4) 総会に付すべき事項
 - (5) その他、本会の運営に関する必要な事項
- 2 総会は本法人の運営に関する必要な事項を議決する。
 - (1) 事業報告及び決算の承認
 - (2) 定款の変更
 - (3) 合併
 - (4) 解散
 - (5) その他、理事会が総会に付すべき事項として決議した事項

(会議の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2カ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
 - (3) 第13条第4項第4号の規定に基づき、監事から招集があった場合

- 3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつた場合

(招集)

第22条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時、場所及び会議の目的たる事項並びにその内容を示した書面を開催日の2週間前までに通知しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、日時、場所及び会議の目的たる事項並びにその内容を示した書面またはファックス、eメールをもって開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合にはこの限りでは無い。
- 4 前条第2項第1号もしくは第2号または第3項第2号の請求があつた場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

(会議の運営方法)

第23条 総会及び理事会の運営方法は理事会の議決を経て理事長が定める規則による。

(定足数)

第24条 総会は、正会員が2分の1以上出席した場合に開会する。

2 理事会は、理事が2分の1以上出席した場合に開会する。

(議決)

第25条 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 総会及び理事会においては、第22条第2項または第3項の規定により予め通知された事項についてのみ議決することができる。ただし議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があつた場合は、この限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について議決権を行使することができない。

(書面表決等)

第26条 総会または理事会に出席できない構成員は、予め通知された事項について、書面または代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しねばならない。
- 3 第1項の規定により議決権を行使する構成員は、第24条及び前条第1項の摘要については出席したものとみなす。

(書面等による議決)

第27条 簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファックス・eメールにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(会議の議事録)

第28条 総会及び理事会の議事については議事録を作成する。

- 2 総会の議事録には、議長及びその会議に出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。
- 3 理事会の議事録については、議長及びその他の理事1名以上が署名捺印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第30条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(会計の区分)

第31条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業年度)

第32条 本法人の事業年度は毎年4月1日に始り、翌年の3月31日で終わる。

(事業計画及び收支予算)

第33条 本法人の事業計画及び收支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画及び收支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告及び決算)

第34条 本法人の事業報告書、収支決算書、財産目録及び貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第35条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会において議決を経た本法人の運営方針に付隨して定款を変更する場合は、理事会において条文を検討し、変更する内容を新旧対照表等の文書又はeメールによって正会員に周知させ、所轄庁の認証を受けることができる。

(解散)

第37条 本法人は次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議
(2) 特定非営利活動促進法第43条の規定による設立の認証の取消
2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属先)

第38条 本法人が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(公告の方法)

第39条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第7章 事務局

(事務局)

第40条 本法人は、この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(備え付け書類)

第41条 事務局は事務所に、定款、その他の承認及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

- 2 事務局は年度初めの3ヶ月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらをその翌々事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。
- ① 事業報告書・財産目録・貸借対照表・収支計算書
 - ② 役員名簿（全役員の氏名・住所を記載）
 - ③ 前号役員の内報酬を受けたことのある者全員の氏名を記載した書面
 - ④ 会員であった10人以上の者の氏名・住所を記載した書面

(閲覧)

第42条 会員及び利害関係者から前条の備え付けの書類の閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由が無い限り、これに応じなければならない。

第8章 雜則

(実施規則)

第43条 この定款の実施に際して必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は法人の成立の日（平成14年12月3日）から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、第12条の規定にかかわらず次に掲げるものとする。

理事長	大井妙子
副理事長	伴 欣 征
理事	後藤邦雄
理事	城 壽 夫
理事	竹林順一
監事	鈴木貞夫

- 3 本法人の設立当初の事業年度は第32条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 4 本法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第33条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の会費は第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 2,000円
 - (2) 賛助会員 2,000円